

## 「情報公開文書」

受付番号： 2020-3-24

課題名：下顎骨関節突起骨折後の咬合力・咬合面積の変化について

### 1. 研究の対象

2017年1月～2019年12月に東北大学病院・歯科顎口腔外科において、下顎骨関節突起骨折の診断で治療を受けられた方

### 2. 研究期間

2021年2月 ～ 2022年3月

### 3. 研究目的

下顎骨関節突起骨折は下顎骨骨折の中でも多く見られ、片側性にみられることが多いとされています。治療法は保存的治療と外科的治療に大別され、その治療法の選択基準は施設間で大きく異なり統一された見解が得られていません。当科では早期の社会復帰を目的に外科的治療を行うことが多く、骨折様式によっては外科的治療が困難である場合は上関節腔洗浄療法を行っています。一般的に下顎骨関節突起骨折における関節腔には顎関節痛を誘発する炎症性サイトカインの発現が多く認められており、受傷後の開口訓練がうまくできずに受傷後に開口障害をきたし重篤化すると顎関節強直症に移行するケースもあります。われわれは下顎骨関節突起骨折に対する上関節腔洗浄療法および外科的治療を行うことで早期に開口量を増加させ、さらには早期に顎関節痛の軽減が期待できることを証明しましたが、それらの治療後の咬合力や咬合面積の変化については不明な点が多いとされています。そのため本研究は下顎骨関節突起骨折に対して上関節腔洗浄療法および外科的治療を行なった患者様の咬合力および咬合面積の変化を経時的に評価することは臨床的意義があると考えています。

### 4. 研究方法

対象は2017年1月から2019年12月までに東北大学病院・歯科顎口腔外科において、片側性下顎骨関節突起骨折に対して上関節腔洗浄療法および外科的治療を行なった15例としました。咬合力および咬合面積の評価はデンタルプレスケールを使用し、評価は術後1, 3, 6, 12か月に行いました。

## 5. 研究に用いる試料・情報の種類

外来診療録や入院診療録、咬合力や咬合面積を評価するデンタルプレスケール、さらにはレントゲン画像(CT含む)、MRI等。

## 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

東北大学顎顔面・口腔外科学分野

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野 野上晋之介

TEL：022-717-8350, FAX：022-717-8359 仙台市青葉区星陵町4-1

研究責任者：東北大学歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野 講師 野上晋之介

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合